



おしらせ

第151号

社会保険労務士法人 勝又・高橋・吉田 事務所

2022. 2. 1 発行

## 協会けんぽ・介護保険料率の改定について

◆ 協会けんぽの健康保険料率と介護保険料率が3月分（4月納付分）から改定されます。介護保険料率が0.16ポイント引き下げとなる一方、岩手県の健康保険料率は4年ぶりに引き上げとなります。

|         | 現行    | 2022年3月～   |        | 現行    | 2022年3月～   |
|---------|-------|------------|--------|-------|------------|
| 岩手県保険料率 | 9.74% | 9.91%      | 介護保険料率 | 1.80% | 1.64%      |
| 改定幅     | —     | + 0.17ポイント | 改定幅    | —     | △ 0.16ポイント |

## 雇用保険料率の改定について（見込み）

◆ 雇用保険料率につきましては、現在、保険料率引き上げを盛り込んだ法律案が国会に提出されており審議中ですが、改正案は次のとおりとなっており、給与計算事務として考えますと令和4年10月分の給与から、現行の料率より2/1000アップした保険料を徴収することになります。

例) 一般の事業；月額給与20万円の場合 雇用保険料 現行 600円 → 改正後 1,000円

<一般の事業>

<建設業>

|     | 現行     | 令和4年<br>4月～     | 令和4年<br>10月～    |  | 現行     | 令和4年<br>4月～     | 令和4年<br>10月～     |
|-----|--------|-----------------|-----------------|--|--------|-----------------|------------------|
| 事業主 | 6/1000 | <u>6.5/1000</u> | <u>8.5/1000</u> |  | 8/1000 | <u>8.5/1000</u> | <u>10.5/1000</u> |
| 従業員 | 3/1000 | 3/1000          | <u>5/1000</u>   |  | 4/1000 | 4/1000          | <u>6/1000</u>    |

## 育児・介護休業法の改正について

◆ 育児・介護休業法が改正され、令和4年4月1日、令和4年10月1日と段階的に施行されます。4月1日から施行される内容は次のとおりです。

- ①育児休業を取得しやすい雇用環境整備
  - ②妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け
  - ③有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件緩和（※休業取得の要件にあった「引き続き雇用された期間が1年以上」が撤廃されます。ただし、労使協定により除外可。
- ①、②につきましては別添の資料をご覧ください。

## パワーハラ措置の義務化について

◆ パワーハラスメント防止措置が令和4年4月1日から中小企業にも義務化されます。相談窓口の設置や、事実関係の迅速な確認・適切な対応など、中小企業にとってはなかなか容易ではない内容となっていますが、いじめ・いやがらせなどハラスメント関係のトラブルは年々増加しており、確実な実施が求められるところです。